

(第30号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.49 を 100分の7.47 に改正する。

○均等割額 38,400円 を 37,800円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の2.23 を 100分の2.30 に改正する。

○均等割額 11,100円 を 11,700円 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の61 を 100分の60 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の39 を 100分の40 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の1.67 を 100分の1.72 に改正する。

○均等割額 15,600円 を 15,300円 に改正する。

(2) 保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当(7割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 26,880円を26,460円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額
7,770円 を 8,190円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額
10,920円を10,710円 に改正する。

②第2号該当(5割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 19,200円を18,900円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額
5,550円 を 5,850円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 7,800円 を 7,650円 に改正する。

③第3号該当(2割軽減)

○基礎賦課額に係る均等割額 7,680円 を 7,560円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

2, 220円 を 2, 340円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 3, 120円 を 3, 060円 に改正する。

(3) 保険料均等割軽減の対象となる判定所得の基準を次のとおり改める。

①第2号該当（5割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額 27.5万円 を 28万円 に改正する。

②第3号該当（2割軽減）

被保険者等の合計数に乗ずる金額 50万円 を 51万円 に改正する。

(4) 基礎賦課限度額を次のとおり改める。 58万円 を 61万円 に改正する。

2 改正理由

(1) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

(3) 国民健康保険法施行令改正により、低所得者に対する保険料均等割の軽減判定所得の基準が引き上げられたため。

(4) 国民健康保険法施行令改正により、基礎賦課限度額が引き上げられたため。

3 その他資料

別紙1 「中野区国民健康保険条例新旧対照表」

参考資料1 「平成31年度国民健康保険料率の算出について」

参考資料2 「国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較」

4 実施時期

平成31年4月1日から施行する。

中野区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であつて、障害者総合支援法施行令第35条第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、障害者総合支援法施行令第35条第3号又は第4号に規定する額を限度とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第15条の3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.47</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定による負担において医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)に関する給付を受ける場合であつて、障害者総合支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、障害者総合支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第15条の3 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.49</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康</p>

保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき37,800円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7（略）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、610,000円を超えることができない。

第15条の9～第15条の11（略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.30（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,700円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の13～第16条の3（略）

（介護納付金賦課額の保険料率）

保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき8,400円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7（略）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、580,000円を超えることができない。

第15条の9～第15条の11（略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.23（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の61に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,100円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の13～第16条の3（略）

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.72 (介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,300円 (介護納付金賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)
(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が610,000円を超える場合には610,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円) の合算額とする。

- (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.67 (介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円 (介護納付金賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)
(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が580,000円を超える場合には580,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円) の合算額とする。

- (1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 (法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額

(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額

(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について26,460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者

(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額

(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について26,880円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者

均等割額 被保険者1人について8, 190
円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人について10, 710円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、280, 000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について18, 900円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5, 850
円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7, 650円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、510, 000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7, 560円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2, 340
円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 060円

第19条の3～第24条の4 (略)

均等割額 被保険者1人について7, 770
円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について10, 920円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、275, 000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について19, 200円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5, 550
円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7, 800円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、500, 000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7, 680円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2, 220
円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3, 120円

第19条の3～第24条の4 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項及び第4項第2号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

平成 3 1 年度国民健康保険料率の算出について

1 平成 3 1 年度保険料率等前年度比較

(単位：円)

保険料率等 (旧ただし書方式)		所得割率	均等割額	1人当たり保険 料額 ※1	賦課限度額 ※2
3 1 年度	基礎分(60:40)	7.47%	37,800	94,404	610,000
	支援分(60:40)	2.30%	11,700	29,120	190,000
	介護分(52:48)	1.72%	15,300	32,026	160,000
	計	11.49%	64,800	155,550	960,000
	対前年増減	0.10%	△ 300	351	30,000
3 0 年度	基礎分(60:40)	7.49%	38,400	95,147	580,000
	支援分(61:39)	2.23%	11,100	28,128	190,000
	介護分(52:48)	1.67%	15,600	31,924	160,000
	計	11.39%	65,100	155,199	930,000

※1 一人当たり保険料額は、賦課総額÷被保険者数

※2 国民健康保険法施行令で決定(国)

2 平成 3 1 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

(単位：円)

事業費納付金		一般被保険者分(介護分は退職被保険者等分を含む)			合計
		医療分	支援分	介護分	
		8,429,641,962	2,802,710,271	1,009,335,131	12,241,687,364
標準保険料率	所得割	7.90%	2.69%	2.29%	12.88%
	均等割	45,682	15,412	17,056	78,150

国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	31年度				30年度			
	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (52:48)	計	医療分 (60:40)	支援金分 (61:39)	介護分 (52:48)	計
所得割率	7.47%	2.30%	1.72%	11.49%	7.49%	2.23%	1.67%	11.39%
均等割額(円)	37,800	11,700	15,300	64,800	38,400	11,100	15,600	65,100
1人当たり保険料額(円)	94,404	29,120	32,026	155,550	95,147	28,128	31,924	155,199
賦課限度額(円)	610,000	190,000	160,000	960,000	580,000	190,000	160,000	930,000

※一人当たり保険料額は、賦課総額 ÷ 被保険者数

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 【単位：円】

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)		14,850	14,850	85,284	192,384	272,573	354,221	436,841	519,461
31年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	14,850	14,850	85,519	193,119	273,721	355,789	438,834	521,879
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	0	235	735	1,148	1,568	1,993	2,418
均等割軽減割合対象		7割	7割	2割					

②年金受給者(65歳以上)2人世帯【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】 【単位：円】

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)		29,700	29,700	95,184	241,884	322,073	403,721	486,341	568,961
31年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	29,700	29,700	95,419	242,619	323,221	405,289	488,334	571,379
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	0	235	735	1,148	1,568	1,993	2,418
均等割軽減割合対象		7割	7割	5割					

③給与所得者(65歳未満)1人世帯【世帯主(40歳)のみ】 【単位：円】

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)		19,530	34,828	166,471	246,201	330,487	421,607	512,727	608,403
31年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	19,440	34,698	167,061	247,491	332,517	424,437	516,357	612,873
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	-90	-130	590	1,290	2,030	2,830	3,630	4,470
均等割軽減割合対象		7割	5割						

④給与所得者(65歳未満)2人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)】 【単位：円】

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
30年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)		39,060	67,378	205,531	311,301	395,587	486,707	577,827	673,503
31年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	38,880	67,098	205,941	312,291	397,317	489,237	581,157	677,673
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	-180	-280	410	990	1,730	2,530	3,330	4,170
均等割軽減割合対象		7割	5割	2割					